

犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう



犬の飼い主には、狂犬病予防法により犬の登録と年1回の狂犬病の予防注射が義務付けられています。集合注射またはかかりつけの動物病院で必ず接種してください。

また、登録した犬が死んだり、飼い主が変わった場合や住所を変更した場合は環境廃棄物対策課に届け出が必要です。

狂犬病予防集合注射・登録のご案内

日時・場所 右表のとおり

対象 注射・登録ともに生後91日以上の子犬

料金 [注射] 3,300円 [登録] 3,000円

持ち物 料金、市からの通知はがき（登録済みの方には3月末に送付します）、印鑑

【注意】●会場には犬を制御できる方が連れてきてください。
●フン尿の始末は連れて来られた方が責任をもって行ってください。

市内の動物病院でも注射と登録ができます

- 詳しくは下記の病院にお問い合わせください。
- 料金と市からの通知はがきをご持参ください。

病院名	住所	電話番号
奥野動物病院	古田刈 67-517	☎20-1122
田辺獣医科病院	木崎 43-17-2	☎22-1094
山下動物病院敦賀分院	元町 7-17	☎25-5319

狂犬病予防集合注射・登録の日程

	とき	ところ
4/8(水)	9:30~ 9:40	色浜ふれあい会館
	10:10~10:30	市立体育館
	10:45~11:00	沓見公会堂
	11:15~11:30	ひばりヶ丘町会館
	13:30~13:40	疋田第2会館(元愛発児童館)
	13:55~14:10	山泉区会館
4/9(木)	14:30~14:40	筋生野集落生活改善センター
	9:30~ 9:40	横浜集落生活改善センター
	10:00~10:10	阿曾ふれあい会館
	10:30~10:40	赤崎区民センター
	11:00~11:20	東郷コミュニティセンター
	13:30~13:50	三島町1丁目会館
4/12(日)	14:10~14:40	栗野公民館
	13:00~13:30	敦賀市役所
	13:50~14:10	二州健康福祉センター
	14:30~15:00	栗野公民館

問合せ先 環境廃棄物対策課 ☎22-8121

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

感染予防について

新型コロナウイルス感染症では、飛沫や接触にご注意下さい。

これを予防するためには、不要不急の外出を控え、人混みを避けましょう。飲食前や外出から帰った時、職場などでは、入念に手洗いをして下さい。高齢の方や持病のある方は、特に注意が必要です。みんなで咳エチケットに努めましょう。

また、発熱などの風邪症状がある場合は、会社や学校を休み、外出を控えましょう。症状が改善しないなど、ご心配な方は、かかりつけ医または帰国者・接触者相談センターに電話でご相談下さい。

問合せ先 二州健康福祉センター
(帰国者・接触者相談センター) ☎22-3747

イベントの中止について

市が主催・共催するイベント等の中止をホームページ(右記QRコード)や行政チャンネルでお知らせします。

児童クラブについて

保護者が不在で児童のみになるご家庭については、児童クラブへの一時入会を随時受け付けています。

開所時間 8時~18時(学校休業日における対応)
開所期間 4月7日(水)まで

問合せ先 児童家庭課 ☎22-8125

経営相談窓口について

新型コロナウイルスの影響による経営や資金繰りなどに関する相談を受け付けています。

開設時間 平日 8時30分~17時(窓口・電話での対応を行います)
※事前にご予約いただければ、20時まで対応できます

問合せ先 敦賀商工会議所 ☎22-2611

新型コロナウイルスに関連した情報については右記QRコードからご確認ください。



STOP JK ビジネス

(4月はAV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間です!)

年度当初は、進学・就職などに伴い若者の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる予想がされています。

- ▶ 甘い言葉で「誘う」
- ▶ 巧みに「だます」
- ▶ 脅して「逃さない」



- ・モデルにならないかと声をかける。
- ・初心者OK・高時給のバイトがあると誘う。
- ・優しく接して契約書にサインさせる。
- ・断れば高額な違約金が発生すると脅す。
- ・家族にばらす、ネットで公開すると脅迫。

ひとりで悩まずご相談ください

問合せ先 市民協働課 ☎23-5411

固定資産税の縦覧・閲覧ができます

	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
縦覧・閲覧期間	4月1日(水)~4月30日(木) 8時30分~17時15分 ※土曜・日曜・祝日を除く	4月1日(水)から通年
ところ	市役所(2階) 税務課	
内容	自分の土地や家屋の評価額と、市内の他の土地や家屋の評価額とを比較することができます。	固定資産課税台帳の登録事項を閲覧することができます。
縦覧・閲覧できる人	・固定資産税の納税者 ・納税者の代理人	・固定資産税の納税義務者 ・納税義務者の代理人 ・借地借家人 など
縦覧・閲覧できるもの	・土地を所有する納税者 →土地価格等縦覧帳簿 ・家屋を所有する納税者 →家屋価格等縦覧帳簿	・納税義務者 →納税義務に係る資産 ・借地借家人等 →権利目的の土地、家屋
準備物	本人確認書類(運転免許証や健康保険証など) ・閲覧手数料 1件 200円 ※縦覧期間中は納税義務者の閲覧無料 ※納税者の代理人は委任状が必要 ※借地借家人等は賃貸借契約書等が必要	

問合せ先 税務課 ☎22-8108、☎22-8109

国民健康保険の加入や脱退の手続きを忘れずに!

就職や退職したときなど、国民健康保険に加入するときや脱退するときは、14日以内に届け出が必要です。忘れずに市役所国保年金課で必要な手続きをお願いします。

手続きに必要なもの

▶ 職場の健康保険に加入した方(扶養になった方)

- ①新しく加入した健康保険証
 - ②国民健康保険の保険証
 - ③世帯主の印鑑
 - ④個人番号カードまたは通知カード
 - ⑤本人確認書類(運転免許証など)
- ※①②④は、職場の健康保険に加入した方全員分が必要です。
※国民健康保険の喪失手続きは、自動的に行われませんのでご注意ください。

☑ 国民健康保険の脱退の届け出が遅れると

社会保険などの資格があるにもかかわらず、誤って国民健康保険の保険証を使い、病院などで診察を受けてしまうことがあります。このような場合、市が負担した医療費を返還していただくことになります。

▶ 職場の健康保険や任意継続をやめた方(扶養でなくなった方)

- ①健康保険の資格を喪失した日が分かる書類
 - ②世帯主の印鑑
 - ③個人番号カードまたは通知カード
 - ④本人確認書類(運転免許証など)
- ※①③は、国民健康保険に加入する方全員分が必要です。

☑ 国民健康保険の加入の届け出が遅れると前に加入していた健康保険などが切れたときまでさかのぼり、保険税を支払わなければなりません。また、保険証がないと、病院などを受診してかかった医療費は、全額自己負担となります。

問合せ先 国保年金課 ☎22-8119



国民健康保険税の納付は便利な口座振替で